

呉市教育委員会会議録
(令和3年1月19日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和3年1月19日定例会

- 1 開催日時 令和3年1月19日(火) 14:02開会
14:32閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほずみ
呉高等学校事務長 岩田茂宏
文化振興課長 多田博
中央図書館長 沖本正樹
教育総務課主幹 新谷剛弘
教育総務課主事 中本聡一
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 教議第2号 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
(4) 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
(5) 報告第3号 令和3年度教育費予算復活要求について

(14:02)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

中 本 主 事 (令和3年1月7日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5については予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第2号 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第2号「呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

安 部 課 長 それでは、教議第2号「呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

1の改正の趣旨についてでございますが、呉市立呉高等学校における授業料の納付等に係る保証人の廃止について、広島県立高等学校における廃止と同様の取扱いとするため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

広島県立高等学校への入学時及び保護者の異動等があった場合に提出する誓約書において、授業料の納付等に係る保証人については、保護者等の手続の負担軽減を図る等の観点から、令和3年度以降に入学する生徒を対象に廃止されることとなったため、その要件を規定するための広島県教育委員会規則の一部改正が行われました。これを踏まえ、呉市立呉高等学校においても、県立高等学校と同様に保証人を廃止することとします。

3の施行期日につきましては、公布の日とします。

最後に、資料1ページを御覧ください。

御説明しました呉市立呉高等学校学則の改正点を新旧対照表で示しております。表の左側に現行の規則、右側に改正案を示しております。これまで記述されていた保証人に関する箇所を削除しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第2号「呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 以前は、保護者と保証人の署名が必要だったものが、保護者のみの署名で手続が可能になったということですか。

安 部 課 長 保証人の取扱いについて民法が改正されたため、広島県において、保証人の署名までは必要としないということに決定されましたので、それに合わせて改正するものです。

船 尾 委 員 以前は、保護者と保証人の両方の署名が必要だったということですか。

安 部 課 長 そのとおりです。

佐々木委員 保護者等の手続の負担軽減の観点から改正するとのことですが、デメリットはないのですか。

岩 田 事 務 長 仮に授業料の納付がなかった場合であっても、保証人まで連絡することがほとんどないのが実態でございます。保証人になってもらう方を探すのに保護者の方も非常に苦勞されております。そういった意味でも、この改正によって保護者の方の負担は軽減されますし、実態に即した内容になります。

佐々木委員 分かりました。教育の機会均等性は保たれるということで理解しておきます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 次に、日程第4の報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

本件は、既に、報道されております呉市立学校で発生した、新型コロナウイルス感染症患者の発生による学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

まず、(1)の昭和中学校です。

12月25日に生徒2名が新型コロナウイルスに感染し、陽性が確認されました。

12月26日から1月4日までを臨時休業とし、患者の在籍する学級は、1月6日と1月7日までそれぞれ休業を継続しました。

なお、学校は12月24日から1月6日までは、冬季休業中でした。

学校施設の消毒は、1月4日に完了しました。

続いて、(2)の原小学校です。

12月25日に教職員1名の陽性が確認されました。

先ほどと同様に、冬季休業中でしたが、12月26日から1月4日まで臨時休業とし、1月5日まで学校を閉庁しました。

学校施設の消毒は、1月6日に完了しました。

続いて、(3)の呉市立中学校です。

12月31日に生徒1名の陽性が確認されました。

当該生徒に関わる感染可能期間は、検体を採取した12月31日から2日遡る、12月29日以降であり、感染可能期間に当該生徒は登校していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施せず、臨時休業及び学校施設の消毒も実施しておりません。

当該学校の校名公表につきましては、学校での感染ではないため、学校名を公表しても調査の精度、効率を上げることにならないこと、また臨時休業を実施せず、保護者に対し通知しないため秘匿性が高いこと等、施設の管理、防疫上の必要がないため、公表しておりません。

続いて、資料4ページをお願いします。

(4)の広中央中学校です。

1月7日及び1月8日にそれぞれ生徒1名の陽性が確認されました。

1月8日から1月10日までを臨時休業とし、学校施設の消毒は、1月8日と1月10日に完了しました。

続いて、(5)の昭和西小学校です。

1月11日に児童2名の陽性が確認されました。

1月12日を臨時休業とし、患者の在籍する学級は、1月22日まで休業を継続しております。

学校施設の消毒は、1月12日に完了しました。

続いて、(6)の昭和中央小学校です。

1月16日に児童1名の陽性が確認されました。

1月17日から1月18日までを臨時休業とし、患者の在籍する学級は、1月28日まで休業を継続しております。

学校施設の消毒は、1月18日に完了しました。

次に、2の学校の対応を御覧ください。

従前に引き続き、学校においては、国の衛生管理マニュアルに基づく、感染防止策の継続を徹底しております。

また、誹謗・中傷・差別をしないよう児童生徒に指導、保護者への呼び掛けをすると同時に、児童の心のケアや学習の支援をしていきます。

また、現在、広島県・広島市の新型コロナ感染拡大防止集中対策の期限が2月7日まで再延長されておりますが、この対策を踏まえ、学校では登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握を、校舎に入る前に実施しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

- 小 谷 委 員 誹謗・中傷・差別をしないように児童生徒に指導，保護者への呼び掛けをしているということですが，どのように実施しているのですか。
- 高 橋 副 部 長 臨時休業が終わって登校した日に，校長が校内放送で話をし，担任が各学級においてその内容についても一度詳細な話をするなどしています。また，ホームページに呼び掛けを掲載したり，学校通信の中で保護者に呼び掛けたりしています。
- 小 谷 委 員 分かりました。
- 佐々木委員 心のケアという面でお聞きしますが，感染した児童生徒に対する対応はどのように実施されていますか。
- 高 橋 副 部 長 感染した児童生徒については，学校に対し聞き取りをして，当該児童生徒の様子や気になることがないかを確認しています。また，ケアが必要な場合はスクールカウンセラーと連携していきます。
- 佐々木委員 以前の会議で，学校において陽性者が判明した場合には，せめて自治会長には連絡していただきたいと要望しましたが，例えば感染者が発生した学校と同地区の校長先生には連絡が行くようになっているのですか。
- 高 橋 副 部 長 兄弟関係もありますので，感染者の発生した学校と同中学校区の校長にはあらかじめ連絡しております。また，各学校の校長には報道発表前には連絡するようにしております。
- 佐々木委員 同じ地区であれば，同じ塾やスポーツクラブに所属している場合があると思いますので，接触者・濃厚接触者となる可能性を避けるためにも，できるだけ必要な情報は通達していただきたいと思います。
- 船 尾 委 員 コロナ禍での部活動についてお聞きします。部活動にも文化部や運動部，個人競技や団体競技と様々な形態がありますが，部活ごとに感染症対応をしているのですか。
- 高 橋 副 部 長 国のマニュアルの中に，競技ごとの感染対策があります。それにのっとった形で，学校で考えながら実施しております。
- 教 育 長 それぞれの競技ごとに，競技団体がマニュアルを作成しております。特に中学校や高校において，例えば柔道のような接触の多い競技については，試合を中止する基準等を示しております。副部長が説明したように，国のマニュアルにもものをもって対応しておりますが，特に中学校や高校での部活動については，各競技団体のマニュアルにのっとった形で競技ごとに対応しております。
- 船 尾 委 員 競技によって対応が変わってくるということですね。分かりました。
- 小 谷 委 員 学習支援とありますが，学級によっては長期休業になりますが，その場合の学習支援というのは学級だけで何か実施するのですか。
- 高 橋 副 部 長 過度な負担にならないように，その学級に対し，指導計画を考えながら進めておりますが，今のところ特に困っているという声は聞いておりません。
- 小 谷 委 員 当該学級が土曜日に登校するとかいうことはなく，普段の学習の中で少しずつ勉強しているという状況ですか。
- 高 橋 副 部 長 そのとおりです。今後の状況次第では，週休日を授業に割り振らないといけないことも出てくるかもしれませんが，現状ではその対応はしておりません。
- 安 部 課 長 児童生徒の発達段階に応じて対応しております。例えば，一定期間だけ授業数を1時間増やしたりしております。ただし，その場合には，下校時間が普段と同じになるように，休憩時間を工夫するなどして実施しております。

- 佐々木委員 昨年、一斉に臨時休業になったときに、授業数を確保するのが大変ということで、夏季休業を使用して補填するということでしたが、各教科の授業日数などは最終的には確保されそうなのですか。
- 安部課長 各学校の授業の進捗状況は教育委員会でも把握しております。指導時間は少なくなっておりますが、指導方法を工夫しながら積み残しがないように対応しておりますので、各学校とも大きな遅れは出ておりません。
- 船尾委員 児童生徒や保護者にはよく指導や連絡をいただいているようですが、教職員に対するマニュアルや指導はあるのですか。
- 高橋副部長 教職員に対しても教育委員会から国のマニュアル等の通知はしております。その際には、教職員全体で読み込んだり、責任者を決めてその者が内容を確実に伝えるよう指導しております。また、校長会においても、教育長からその旨を指導しております。
- 船尾委員 企業の場合、厳しい企業もあればそうでない企業もあります。教職員の場合は、国の全体的なルールにのっとったことを周知して、プライベートについても気を付けるようにとの指導をしているということですね。
- 高橋副部長 そのとおりです。
- 教育長 ほかに御発言はありませんか。
- (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。

報告第3号 令和3年度教育費予算復活要求について

(非公開案件です。)

- 教育長 以上で定例会を閉会します。
(14:32)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 佐々木 元)

(令和3年1月19日定例会)